

09.「構造」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24112	構造計算	構造計算	<p>高さが60mを超える建築物で、所定の構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものは、耐久性等関係規定に適合しない構造方法を用いることができる。</p> 	<p>「法20条第一号」より、「高さが60mを超える建築物(通称:超高層建築物)の構造方法は、所定の基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして大臣の認定を受けたものであること。」とわかる。この場合、構造仕様規定(第二節から第七節の二までの規定)のうち、耐久性等関係規定(令36条1項)の規定に適合する構造方法を用いることとする。問題文には「耐久性等関係規定に適合しない構造方法を用いることができる。」とあるため誤り。</p> <p>→ 5. 造(加圧による強度低下)</p>	×
24111	構造計算	構造計算	<p>鉄骨造の柱の防火被覆及び鉄筋コンクリート造の鉄筋のかぶり厚さの規定は、耐久性等関係規定に該当する。</p>	<p>「令36条1項」に、「耐久性等関係規定」が載っており、「鉄骨造の柱の防火被覆の規定(=令70条)及び、鉄筋コンクリート造の鉄筋のかぶり厚さの規定(=令79条)」は、いずれも耐久性等関係規定に該当することがわかる。</p> <p>→ 中性化から鉄筋を守る。 → 耐久性と関係性あり。 → 高度は構造計算で。安全性と担保できない。(欠かさない)</p>	○
25101	構造計算	構造計算義務	<p>木造、延べ面積200㎡、高さ9m、地上3階建ての建築物は、構造計算をしなければならない。</p> 	<p>「法20条」に「構造耐力」の解説が載っており、その「一〜三号」より「法6条二号(申請義務が生じる木造建築物)、三号(申請義務が生じる木造以外の建築物)のうちのどちらかに該当する場合には、構造計算義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「法6条二号」条件に該当するため構造計算義務が生じる。</p> <p>→ 法6条何号の申請か不明関係。木造・非木造。規程参照(2372-17)。</p>	○
29112	構造計算	保有水平耐力	<p>保有水平耐力計算においては、高さ25mの鉄筋コンクリート造の建築物の地上部分について、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることを確かめた場合には、層間変形角が所定の数値以内であることを確かめなくてもよい。</p> 	<p>「令82条(前段)」より、「保有水平耐力計算は、①「許容応力度計算(令82条各号)」、②「層間変形角」、③「保有水平耐力」、④「屋根ふき材計算」の構造計算による。」とわかる。この①から④の一連の構造計算で「保有水平耐力計算」となるため、②「層間変形角」を省略することはできない。よって誤り。(この問題は、コード「23144」の類似問題です。)</p> <p>①+④ → ② → ③</p>	×
01111	構造計算	保有水平耐力	<p>保有水平耐力計算において、高さ20mの鉄骨造の建築物の屋外に面する帳壁については、構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなくてもよい。</p> <p>(カーテンウォール)</p>	<p>「令82条(前段)」より、「保有水平耐力計算は、①「許容応力度計算(令82条各号)」、②「層間変形角」、③「保有水平耐力」、④「屋根ふき材計算」の構造計算による。」とわかる。問題文では③を確かめた場合、④は確かめなくてよい。」とあるが、この①から④の一連の構造計算で「保有水平耐力計算」となるため、省略することはできない。よって誤り。</p>	×
22132	構造計算	保有水平耐力	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ45mの建築物については、保有水平耐力計算を行う場合、「各階の剛性率が、それぞれ6/10以上であること」及び「各階の偏心率が、それぞれ15/100を超えないこと」に適合することを確かめなければならない。</p> <p>階間の剛性率と偏心率(高さ方向) 平面バランス</p>	<p>許容応力度等計算については、「令82条の6」に規定されており、①「許容応力度計算(令82条各号)」と「屋根ふき材計算(令82条の4)」, ②「層間変形角(令82条の2)」, ③「剛性率、偏心率(令82条の6二号イ、ロ)」の構造計算を行う。「保有水平耐力計算」については、「令82条(前段)」に規定されており、①「許容応力度計算(令82条各号)」と「屋根ふき材計算(令82条の4)」, ②「層間変形角(令82条の2)」, ④「保有水平耐力(令82条の3)」の構造計算を行う。問題文の「保有水平耐力計算を行う場合」は、「剛性率が6/10以上、偏心率が15/100を超えない(令82条の6二号イ、ロ)」に適合することを確かめる必要はない。問題文は誤り。</p>	×
29113	構造計算	限界耐力計算	<p>限界耐力計算を行う場合、地震時については、建築物の地下部分を除き、地震力により構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が、短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを計算により確かめなくてもよい。</p> <p>パイプ</p>	<p>「令82条の5第一号」、「令82条第一号から第三号」より、「限界耐力計算を行う場合、地震時を除き、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時及び暴風時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は、短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。」とあり、「地震時」については含まれていないため確かめなくてもよい。よって、問題文は正しい。尚、限界耐力計算を行う場合、地震時については、建築物の耐用年限中に数度遭遇する(稀に発生する)程度の中地震動に対して、建築物の地上部分の各階が損傷しないこと(第三号:地上部分の損傷限界の検証)、耐用年限中に一度遭遇するかもしれない(極めて稀に発生する)程度の大地震動に対して、建築物の地上部分の各階が倒壊・崩壊等しないこと(第五号:地上部分の安全限界の検証)等の検討を行う。(この問題は、コード「26123」の類似問題です。)</p>	○
26123	構造計算	限界耐力計算	<p>限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時、暴風時及び地震時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。</p>	<p>「令82条の5第一号」、「令82条第一号から第三号」より、「限界耐力計算を行う場合、地震時を除き、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時及び暴風時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は、短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。」とわかる。問題文には、短期応力度に「地震時」が含まれているため誤り。</p> <p>→ 令82条の5</p>	×

構造仕様規定
耐久

4. 規程参照(2372-17)

パイプ

70%

パイプ

ココ ⇒ 一 号 許容応力度計算(地震時除く)
二 号
三 号 地震時・損傷限界 (70%)
四 号 " 地下
五 号 " 安全限界
...

09.「構造」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23143	構造計算	構造計算	高さ45mの建築物について、限界耐力計算を行う場合には、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行わなくてもよい。	「令36条2項」「令81条2項第一号」より、「高さ31mを超え、60m以下の建築物」については、①保有水平耐力計算(又はこれと同等以上の大臣基準の構造計算) + 構造仕様規定の一部に適合、②限界耐力計算(又はこれと同等以上の大臣基準の構造計算) + 耐久性等関係規定に適合のいずれかとする事ができる。」とわかる。	○
21302	木造	軸組	木造の一戸建ての住宅に関して、方づえ、控柱及び控壁がない地上2階建ての住宅で、構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造としたものにあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びびけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を鈎合い良く配置しなければならない。ただし、構造計算は行っていないものとする。	「令46条」より、「構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びびけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を鈎合い良く配置しなければならない。」とわかる。 木造の 壁量計算 = 仕様規定。 (← 構造計算ではない)	○
21303	木造	継手、仕口	木造の一戸建ての住宅に関して、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の所定の方法により、その部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。ただし、構造計算は行っていないものとする。	「令47条」より、「構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の所定の方法により、その部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。」とわかる。 限界耐力計算 ※ 耐久性等関係規定ではない。この規定は適用除外。	○
03131	組積造	塀	高さ1.2mの組積造の塀(補強コンクリートブロック造を除く。)は、原則として、長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けなければならない。	「令61条」に「組積造の塀」について載っており、その「一号」より、「高さは1.2m以下とすること」、また、その「三号」より、「長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。」とわかる。 時事社(2020.6)から。	○
27113	鉄筋コンクリート造	鉄筋末端	延べ面積50㎡、高さ4mの鉄筋コンクリート造の建築物において、柱の出すみ部分の異形鉄筋の末端は、原則として、かぎ状に折り曲げなければならない。	「令73条」に「鉄筋の継手及び定着」の解説が載っており、その「一号」より「異形鉄筋を使用する場合においても、柱及び梁の出すみ部分についてはかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「23111」の類似問題です。)	○
17102	鉄筋コンクリート造	適用範囲	延べ面積25㎡、高さ4mの鉄筋コンクリート造の倉庫において、鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げることができる。	「令73条」に「鉄筋の継ぎ手及び定着」の解説が載っており、その「一号」より「異形鉄筋を使用する場合においても、柱及び梁の出すみ部分についてはかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。」とわかる。ただし、「令71条」に「鉄筋コンクリート造に関する構造制限の適用範囲」が規定されており、その「2項」を訳すと「高さが4m以下で、かつ、延べ面積が30㎡以内の建築物については、令72条(コンクリート材料)、令75条(コンクリート養生)、令79条(かぶり厚さ)の制限についてのみ適用される。」とわかる。問題文の建築物は「延べ面積25㎡、高さ4m」であるため、「令73条」(鉄筋の継手及び定着)の規定は適用除外となるため正しい。	○
27112	鉄筋コンクリート造	定着長さ(軽コン)	延べ面積が30㎡を超える鉄筋コンクリート造の建築物において、軽量骨材を使用する柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、原則として、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。	「令73条」に「鉄筋の継手と定着」の解説が載っており、その「3項」を訳すと「柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。」とわかる。また、その「4項」に「軽量骨材を使用する場合には、40倍という数値を50倍に読み替える。」とあるため、問題文は誤り。	×
23113	鉄筋コンクリート造	適用範囲	高さ3mの鉄筋コンクリート造のへい(軽量骨材は使用しないものとする。)の四週圧縮強度は、12N/mm ² 以上としなくてもよい。	「令74条」に「コンクリート強度」の解説が載っており、その「一号」より「四週圧縮強度については、軽量骨材を使用する場合を除き、12N/mm ² 以上でなければならない。」とわかる。ただし、「令71条」に「鉄筋コンクリート造に関する構造制限の適用範囲」が規定されており、その「2項」を訳すと「高さが3m以下のへいについては、令72条(コンクリート材料)、令75条(コンクリート養生)、令79条(かぶり厚さ)の制限についてのみ適用される。」とわかる。問題文のへいは「高さ3m」であるため、「令74条」(コンクリート強度)の規定は適用除外となるため正しい。	○
30121	構造	構造方法に関する補則	土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁の構造は、原則として、居室を有しない建築物であっても、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。	「令80条の3」より「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁の構造は、原則として、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。」とわかる。問題文は「居室を有しない建築物」とあるためため誤り。 → 条文がピコと来ない(仕様規定) 問題のノーマルが正しい。 当日の図と→ [はり込み]	×

09.「構造」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02114	構造方法	構造仕様規定と構造計算の組合せ	鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性を確かめる場合、柱以外の構造耐力上主要な部分である鋼材の有効細長比は、250以下としなければならない。	「令65条」に「有効細長比」の解説が載っており、そこを訳すと「構造耐力上主要な部分である鋼材の有効細長比は、柱にあっては200以下、柱以外のものにあっては250以下としなければならない。」とわかる。ただし、問題文中に「限界耐力計算によって安全性を確かめられた」とあるため、「令36条2項第二号」より、「第81条2項第一号」に掲げる構造計算(=限界耐力計算)によって安全性を確かめる場合は、「耐久性等関係規定」のみに適合すればよい。「令65条」の規定は、「耐久性等関係規定」の中に含まれていないため適用除外となる。よって誤り。(この問題は、コード「21134」の類似問題です。)	×
24113	構造方法	構造仕様規定と構造計算の組合せ	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた鉄筋コンクリート造の建築物は、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋比を、0.2%未満とすることができる。	「令77条第四号」より、「鉄筋コンクリート造の建築物は、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋比を、0.2%以上としなければならない。」とわかる。一方、「令36条2項第一号」より、保有水平耐力計算(令81条2項第一号イに掲げる構造計算)によって安全性が確かめられた場合、鉄筋コンクリート造に関する規定(第六節)のうち、「令77条第四号」は、適用除外となる。よって問題文は正しい。(この問題は、コード「23141」の類似問題です。)	○
02111	構造方法	構造仕様規定と構造計算の組合せ	鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合、構造耐力上主要な部分である柱の主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上としなくてもよい。	「令77条第六号」より、「構造耐力上主要な部分である柱の主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の0.8%以上としなければならない。」とわかる。一方、「令36条2項第一号」より、保有水平耐力計算(令81条2項第一号イに掲げる構造計算)によって安全性が確かめられた場合、鉄筋コンクリート造に関する規定(第六節)のうち、「令77条第六号」は、適用除外となる。よって正しい。(この問題は、コード「23141」の類似問題です。)	○
25112	構造方法	構造仕様規定と構造計算の組合せ	保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合、鉄筋コンクリート造の基礎(布基礎の立上り部分を除く。)の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。	「令79条」より、「鉄筋コンクリート造の基礎(布基礎の立上り部分を除く。)の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。」とわかる。また、「令36条2項第一号」より、保有水平耐力計算(令81条2項第一号イに掲げる構造計算)によって安全性が確かめられた場合でも、鉄筋コンクリート造に関する規定(第六節)のうち、「令79条」は、適用除外とならない。よって問題文は誤り。(この問題は、コード「24113」の類似問題です。)	×
01112	積載荷重	積載荷重	許容応力度等計算において、地震力を計算する場合、学校のバルコニーの床の積載荷重については、1,300N/mm ² に床面積を乗じて計算することができる。	「令85条1項(8)」より、屋上広場やバルコニーの積載荷重は、原則として、住宅の居室の積載荷重の値とするが、学校または百貨店の屋上広場やバルコニーの積載荷重は、住宅の居室よりも数値の大きい「百貨店又は店舗の売場」の積載荷重とする。よって「地震力を計算する場合」は、1,300N/mm ² に床面積を乗じて計算する。	○
26132	積載荷重	積載荷重	教室に連絡する廊下及び階段の地震力の計算において、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況によらないで、2,100N/m ² とした。	「令85条」に「積載荷重」の解説が載っており、そこにある表中、「教室に連絡する廊下」は(七)項用途に該当し、(五)項「その他の場合」の数値によるものとなる。地震力を計算する場合の積載荷重は「2,100N/m ² 」として計算することができる。	○
30113	構造	積載荷重	教室の柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、建築物の実況によらないで積載荷重を計算する場合、床の積載荷重として採用する数値は、柱のささえる床の数が3のときは1,800N/m ² とすることができる。	「令85条1項」の表中、「教室」は(三)項用途に該当し、柱の構造計算をする場合、(ろ)欄より、床の積載荷重は2,100N/m ² とわかる。また、「令85条2項」に「柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、(ろ)欄の数値はそのささえる床の数に応じて、そこにある表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。」とあり、(通称：積載カンフ)問題文では、ささえる床の数は「3」であるため、緩和の割合は「0.9」となる。ゆえに、「室の床の積載荷重として採用する数値」=「2,100」×「0.9」=1,890となり、採用数値は1,890N/m ² 以上としなければならない。よって誤り。	×
23122	構造	積載荷重	建築物の実況によらないで、基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、映画館の客席(固定席)で、基礎のささえる床の数が3のときは、床の積載荷重として採用する数値を2,400N/m ² とすることができる。	「令85条1項」の表中、「映画館の客席(固定席)」は(五)項用途に該当し、建築物の実況によらないで、基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、(ろ)欄より、床の積載荷重は2,600N/m ² とわかる。また、「令85条2項」に「柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、(ろ)欄の数値はそのささえる床の数に応じて、そこにある表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、1項の表中(五)項用途においては、この緩和措置を適用できない。」とある。ゆえに、「室の床の積載荷重として採用する数値」=2,600となり、採用数値は2,600N/m ² 以上としなければならない。問題文の採用数値は、「2,400」(<2,600)であるため誤り。	×
26133	積載荷重	積載荷重	倉庫業を営む倉庫において、床の積載荷重として採用する数値を建築物の実況に応じて計算して、3,800N/m ² とした。	「令85条」に「積載荷重」の解説が載っており、その「3項」より「倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、実況に応じて計算した数値が1m ² につき3,900N未満の場合においても、3,900Nとしなければならない。」とわかる。問題文は誤り。	×

有効細長比の規定と超えている前提で計算。これは安全なはず

図解
↑
先ず3.0m
引-3.25異なる

1.5倍-1.5
扱い3つ

(+1)

09.「構造」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29132	地震力	地震力	建築物の地上部分に作用する地震力について、許容応力度等計算を行う場合における標準せん断力係数は0.2以上又は0.3以上とするが、必要保有水平耐力を計算する場合における標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。	「令88条1、2項」より、「建築物の地上部分に作用する地震力について、許容応力度等計算を行う場合(令82条第二号表の(K))、標準せん断力係数 C_0 は、0.2以上又は0.3以上としなければならない。」とわかる。また、「令88条3項」より、「必要保有水平耐力を計算する場合(令82条の3第二号)、標準せん断力係数 C_0 は、1.0以上としなければならない。」とわかる。よって正しい。尚、保有水平耐力計算を行う場合、建築物の耐用年限中に数度遭遇する(稀に発生する)程度の中地震動(標準せん断力係数 C_0 を0.2以上)に対して一次設計、耐用年限中に一度遭遇するかもしれない(極めて稀に発生する)程度の大地震動(標準せん断力係数 C_0 を1.0以上)に対して二次設計を行う。	○
29134	許容応力度	コンクリート	コンクリートの引張りの許容応力度は、原則として、圧縮の許容応力度の1/10の値である。	「令91条」の表より「設計基準強度をFとした場合、コンクリートの圧縮の長期許容応力度はF/3、引張りの長期許容応力度はF/30」とわかる。ゆえに、引張りの許容応力度は、圧縮の許容応力度の1/10の値である。	○
21121	許容応力度	許容応力度	コンクリートの短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、設計基準強度の2/3である。	「令91条」に「コンクリートの許容応力度」の解説が載っており、そこにある「表」より「設計基準強度をFとした場合、圧縮の短期許容応力度は2F/3」とわかる。(この問題は、コード「16104」の類似問題です。)	○
22122	許容応力度	許容応力度	設計基準強度が21N/mm ² 以下のコンクリートの場合、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の1/5に相当する。	「令91条」に「コンクリートの許容応力度」の解説が載っており、そこにある「表」より、「設計基準強度をFとした場合、せん断の短期許容応力度は、(F/30)×2=F/15、圧縮の長期許容応力度はF/3」とわかる。ゆえに、せん断の短期許容応力度は、圧縮の長期許容応力度の1/5に相当する。	○
23114	許容応力度	許容応力度	設計基準強度が21N/mm ² 以下のコンクリートの場合、圧縮の材料強度は、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の1.5倍である。	「令97条」に「コンクリートの材料強度」について規定されており、そこにある「表」より「設計基準強度をF(21N/mm ² 以下)とした場合、圧縮の材料強度はF」とわかる。また、「令91条」に「コンクリートの許容応力度」の解説が載っており、そこにある「表」より「設計基準強度をFとした場合、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、2F/3(長期許容応力度F/3の2倍)」とわかる。ゆえに、圧縮の材料強度は、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の1.5倍(3/2)である。	○

令82条3号 - 第3款

第4款 ← 令82条の3第4号

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02131	確認申請	適合性判定	高さが60mを超える鉄骨造の建築物で、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること等の所定の基準に従った構造計算を行ったものは、構造計算適合性判定の対象とならない。	「法6条の3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準(法20条二号イ又は三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、「二号イに規定する方法(=「保有水平耐力計算」、「限界耐力計算」、「許容応力度等計算」)」、「二号イのプログラム」、「三号イのプログラム」のいずれかに適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の「高さが60mを超える建築物」は、「法20条第一号」に該当するため、大臣の認定が必要だが、構造計算適合性判定は不要である。(この問題は、コード「29041」の類似問題です。)	○
24122	確認申請	適合性判定	建築物を新築する場合、高さが31mを超え、60m以下の建築物で、保有水平耐力計算を行ったものは、構造計算適合性判定の対象となる。	「法6条の3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の「60m以下の建築物で、保有水平耐力計算を行ったものは、「法20条二号イに規定する方法」に該当するため構造計算適合性判定の対象となる。	○
02134	確認申請	適合性判定	高さが15mの鉄筋コンクリート造の建築物で、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる所定の基準に従った構造計算を行ったものは、構造計算適合性判定の対象とならない。	「法6条の3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の「保有水平耐力計算を行ったものは、「法20条第二号イに規定する方法」に該当するため構造計算適合性判定の対象となる。	×
02133	確認申請	適合性判定	高さが15mの鉄骨造の建築物で、許容応力度等計算により構造計算を行ったもので、都道府県知事の構造計算適合性判定資格者である建築主事が審査を行ったものは、構造計算適合性判定の対象とならない。	「法6条の3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の「31m以下の建築物で、許容応力度等計算を行ったものは、「法20条第二号イに規定する方法」に該当するため構造計算適合性判定の対象となるが、「法6条の3」ただし書きより、当該計画が特定構造計算基準(確認審査が比較的容易にできるものとして政令(令9条の3)で定めるもの(許容応力度等計算)に限る。)に適合するかどうかを、所定の要件を備える建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員が審査する場合は、この限りでない。よって正しい。	○
23123	確認申請	適合性判定	鉄骨造、高さ13m、軒の高さ10m、地上2階建ての建築物については、原則として、都道府県知事の構造計算適合性判定の対象となる。	「法6条の3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準(法20条二号イ又は三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、「二号イに規定する方法(=「保有水平耐力計算」、「限界耐力計算」、「許容応力度等計算」)」、「二号イのプログラム」、「三号イのプログラム」のいずれかに適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の建物は、「令36条の2第二号」に該当し、「法20条第二号(政令で定める建築物)」に分類されるため、構造計算適合性判定の対象となる。	○
30212	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが60mを超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。	「士法20条の2第2項」より、「構造設計一級建築士以外の一級建築士は、所定の構造設計を行った場合、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。」とわかる。	○
23231	業務	構造一級・設備一級	二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。	「士法20条の2」に「構造設計に関する特例」について載っており、その「1項」より、「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲は、士法3条1項に規定する建築物(一級建築士の設計・監理の範囲)のうち、基準法20条第一号(超高層建築物)又は第二号(大規模建築物)に掲げる一定規模以上の建築物の構造設計」とわかる。一方、「二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物」は、「士法3条1項各号」条件に満たない規模の建築物であり、これは「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲」に含まれないことがわかる。よって、構造設計一級建築士の関与の義務はない。	○

特殊計算

適用が厳しい

計算方法で決まる

計算方法で決まる

対象から除外

軒の高さ
9m超え
原則対象

士法20条の2

・士法3条1項
・法20条第一号、第二号) 建物の規模で決まる

計算方法は関係なし
建物の規模で決まる